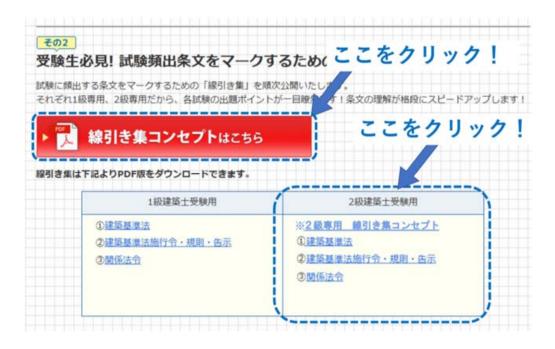
## 2級専用 線引き集コンセプト

1. 線引き集コンセプトを確認し、カラーのマーカーやボールペンで法令集に 線引きをしてください。



2. さらに、黒色で記載されている枠囲み、○印、アンダーラインなどを「シャープペンシル」で追加してください。出題ポイントに直結する箇所を見やすくすることができます。

## 【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築 物は、その特定主要構造部を当該特殊建築物に 存する者の全てが当該特殊建築物から地上まで の避難を終了するまでの問通常の火災による建 築物の倒壊及び延焼を防止するために特定主要 構造部に必要とされる性能に関して\*1政令で 定める技術的基準に適合するもので、国土交通 大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交 通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外 壁の開口部であって建築物の他の部分から当 該開口部へ延焼するおそれがあるものとして\* 2 政令で定めるものに、防火戸その他の\*3 政令 で定める防火設備(その構造が遮炎性能に関し て\*4 政令で定める技術的基準に適合するもの で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるも の又は国土交通大臣の認定を受けたものに限 る。)を設けなければならない。

■\*1 政令【物生上の支障が生じる物質】 令20条の6 147

■\*2 政令【クロルビリホスの技術的基準】 令20条の6 147

■\*2 政令【ホルムアルデヒドに関する建築材料の
技術的基準】 令20条の7 = 147

□\*2 政令【ホルムアルデヒドに関する接気設備の
技術的基準】 令20条の8 = 148

■\*2 政令【ホルムアルデヒドの技術的基準の特例】

黒色の枠囲みやアンダーラインを
「シャープペン」で追記!